

令和6年度 第2回中野区文化財保護審議会 議事要旨

1 開催日時

令和6年12月24日(火) 10時から11時50分

2 開催場所

中野区役所1階 ミーティングルームA

3 出席者

委員：大石学、仲町啓子、内田青蔵、松原智美、山崎祐子（敬称略）

事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課

（高村部長、富士縄課長、佐藤文化財担当係長、比留間学芸員、
藤掛学芸員）

4 傍聴者

2名

5 報告事項

（1）名勝哲学堂公園の整備について

（2）旧中野刑務所正門について

（3）区内文化財の保存と活用について

（4）区内の国登録有形文化財（建造物）について

6 公開の可否

公開

・配付資料

資料1 令和6年度名勝哲学堂公園の整備について

資料2－1 旧中野刑務所正門の進捗状況等について

資料2－2 旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗について

資料3－1 区内文化財の保存と活用に向けた考え方について

資料3－2 広義の文化財に対する取扱い事例について

資料4 区内の国登録有形文化財（建造物）について

報告事項

(1) 名勝哲学堂公園の整備について

・事務局

資料1「令和6年度名勝哲学堂公園の整備について」に基づき、説明。

・委員

常識門はかなり劣化した状態なので、扉も外して保管しているのだと思う。将来的には戻す予定なのか。

・事務局

このことには2つの案がある。ひとつは新しく作り直すもので、もう一つは傷んでいるところの部材の交換をして修復するものである。

・委員

当初の形に戻すというのがコンセプトと聞いていた。当初の形と言うと扉もはまっている状態なのではないのか。

・事務局

そのとおりである。ただ、常識門は初代ではないことが調査で判明した。復原してもとに戻す。使用している部材も同じものにすることになる。

・委員

当初の姿がどういうものかがわかっていない。修理しようにも、ほぼ全部を取り換えることになる。個人的な見解だが、全部を取り換えつつ、文化財なので取り外したものは廃棄せずに残すしかない。修復しても傷みがすぐに進行してしまう可能性がある。新築した方が長もちするのではないか。

・事務局

検討したい。

・委員

資料に冠木門(かぶきもん)とあるが、これはそのようには見えない。何か根拠があるのか。

・事務局

確かに上部に冠木が突き通されていない。この点は確認したい。

・委員

資料の末尾にある参考の表だが、公園課や文化財担当のかかわりはどのようになっているのか。

・事務局

哲学堂公園は都市公園であることから公園課、スポーツ施設があることからスポーツ振興課も関わっている。文化財の要素があることから当課も関わっている。文化財担当は公園設計の業務は主体的には行えず、そのため、公園課が主体的に行っている。

・委員

文化財担当の考えがどこまで通るかが心配である。

・事務局

他課とも密に連携しており、委託事業者とも直接協議している。また検討委員会では学識者からもご助言をいただいている。文化庁、東京都も協議に入っている。

・委員

扉は現在どこに保管されているか。

・事務局

上高田の運動施設の倉庫で保管している。

・委員

扉を新たに作り換えることになった場合、当初材はどう保管し、その後公開していくのか。管理棟の建替とあるが、収蔵機能を持たせるのか。

・事務局

管理棟は今の場所での建替になる。管理棟のスペースが大きく広がるということはない。新しい管理棟にはガイダンス機能は持たせていく予定だが、部材などの保管は難しい。現在検討中である。

・委員

そういったことも含めて文化財担当の意見を反映して行ってほしい。引き続き留意していきたい。

(2) 旧中野刑務所正門について

・事務局

資料2-1「旧中野刑務所正門の進捗状況等について」及び資料2-2「旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗について」に基づき、説明。

・委員

口頭説明であった根積（ねづ）みとは何か。

・事務局

基礎を階段状に次第に広げて突出させ、上部の重さを分散させるものである。

根積みについては事前に調査をし、基礎の段数を想定していたが、掘削したところ、想定とは違う箇所が見つかった。

・委員

基本的には文化財であり、こうした解体はあり得ないことである。ただ、今回の場合は小学校の新校舎の工事を延ばすことができないという事情があった。

ところで、撤去した箇所は保存するのか。

・事務局

撤去の工程は映像等で記録をした。すべてではないが保存する。

・委員

全部でなくてもいいが、その部分をきちんと展示できるようにしてほしい。

・委員

撤去する箇所の長さはどれぐらいなのか。

・事務局

斫（はつ）る幅は箇所によって異なるが、東面・西面の北側を除く外周や内周の一部になる。

・委員

なぜそこだけより多い段数だったのか、今後、解明していく必要がある。

・事務局

解体時、少しずつ削って取り外したため、そのままきれいに取り外して保存できたわけではなかった。ただ取り外したものは部位ごとに保存しており、中には刻印煉瓦もある。保存できるものは保存していきたい。

・委員

一部だけでも再現してはどうか。そこも模索してほしい。

それから、今回の中断は想定外のことだったと思うが、予算の方は大丈夫なのか。

・事務局

議会に対しても適切な報告を行い、補正予算を組むことで対応することとしている。

・委員

曳家に関しては工事中ということで、一般公開というのは難しいとは思いますが、多額の公費をかけている点、他に事例が少ない点、また建物の存在価値を示す点でも、区民に公開して見せるべきだと思う。中断で工期が延びている中、短期間の一般公開が工期に影響を与えとは言えない。区民への公開は義務である。文化財はこういうことをするからお金がかかる、そういうことへの理解にもつながる。曳家に際し隣の小学校の児童が綱で引くということをすれば、子どもたちの記憶にも残るし、価値も伝わる。

・事務局

区民に公開するにあたっては工事での制約はあるが、来年度に向けて見学会を行う方向で検討している。併せて情報発信の方法では、現地での公開のみならず、動画の公開、マスコミ活用、番組制作など、多角的な公開を進めていきたい。

・委員

市民関わった曳家の事例もある。曳家の過程で参加したということは、私たちは文化財を残したという達成感の醸成にもなる。

首里城、大磯などでも刻々と変わる様子を市民に見せるという事例があった。今回、煉瓦造建造物の曳家はぜひ見たい方が多いだろう。ぜひ実現してほしい。

・委員

工事の遅れを理由に早急に進めるのではなく、せっかくだから文化財のアピールをしてほしい。

刑務所正門は解体しながらも、元に戻すものなのか。

・事務局

保存活用計画の段階から、なるべく多くの部材を残していく方向性で検討している。

・委員

現在、門の内部はがらんだ状態なのか。

・事務局

そのとおりである。資料の写真3は作業途中の様子だが、現在は受付の下の土もなくなっている。また根積みの部分にも鉄筋コンクリートの基礎が設けられている。

・委員

レール等の敷設はいつか。

・事務局

曳家は令和7年の夏頃を予定しているので、年度が明けて以降、敷設の作業に入ると

思う。

- ・ 委員

当審議会のメンバーで視察できればと思う。

(3) 区内文化財の保存と活用について

- ・ 事務局

資料3-1「区内文化財の保存と活用に向けた考え方について」及び資料3-2「広義の文化財に対する取扱い事例について」に基づき、説明。

- ・ 委員

資料の4(1)③で、フォローアップ調査では、区との関わりが深い文化財について優先的に調査をするところがあるが、これには疑問がある。区が所有しているものはいつでもできる。所有していないものこそを優先すべきではないか。

- ・ 委員

同感である。これでは内向きになってしまう。

- ・ 事務局

山崎庭園の書院・茶室もそうだが、区の所有物であるがゆえにそのままにしてきた事例がある。そうしたもので劣化が進んでおり、優先的に取り組もうと考え、あえてそう書いた。他のものは手つかずにするというわけではない。

- ・ 委員

考え方というのは大原則である。そのため、区が所有するものもそうでないものも並列的な書き方が望ましい。優先順位をつけない方がよい。

- ・ 委員

すべて「調査」という言葉で一括りにしているが、「把握」と「調査」の書き分けが必要。把握することと、次の段階での調査とは意味が違う。山崎庭園は手つかずの状態とは違うので、調査となる。やはり並列する書き方がよい。

- ・ 事務局

ご指摘のとおり、言葉の整理が必要だと思う。区がやるべきことにも着手していない、その背景には人とお金の問題がある。文化財への理解が進んでいないからである。一定の考え方を示し、優先順位をつけないと進まないところがある。

- ・ 委員

この資料の位置づけはどういうものなのか。

- ・ 事務局

法に基づいてすべて文化財に対応していきたいが、人やお金のリソースをどこにつけていくのか、まずは目安を示したくこの資料をつくった。

- ・ 委員

山崎庭園の書院・茶室は文化財に指定していいと思う。指定された文化財であれば、それを守るためなので、予算をつけていくことに反対は生じにくい。ある種の序列をつけて、修理していくのがいいと思う。

- ・ 事務局

中野区では、ある時期にまとめて文化財の登録・指定を行ってきた。現在はコンスタン

トに登録・指定をしていない状態にある。山崎庭園を例にとれば、今後は一連のプロセスを踏むことを繰り返し行い、情報発信をし、理解を深めていきたい。

・委員

指定のあり方はどうするのか。まずは建物を文化財指定し、その後修復といった感じで段階的に進めていくのはどうか。

・事務局

現在の山崎庭園の図面は古いことから、まずは学術調査が必要で、予算を付けるためにも方針を決める必要がある。

・事務局

最近では文化財のことで、個別に相談が来るようになった。所有者の想いと違う提案もある。

山崎家庭園に限らず、優先順位を実務的なレベルで示していきたい。

・委員

指針もつくって、姿勢を示した方がいい。

・委員

具体的なこととしては、修理・修復ということになる。個人の所有物については、果たして税金を費やせるのかという課題もある。

・委員

この考え方で扱っているのは有形文化財しかない。消えゆく懸念があるのは、無形文化財であり、調査・把握の対象に加える必要がある。

・事務局

無形文化財をないがしろにはしていないが、ご指摘のとおりここからは読み取れない。

・委員

これは大方針なのだから、内容は充実させた方がよい。

資料３－２だが、失われないよう文化財を引き受けていくことはよいことだと思う。

・委員

いたずら防止策だとは思いますが、「家族の像」には柵がない方がよい。街なかにある彫刻等には一般的には柵がない。この柵には違和感を覚える。

・事務局

以前は区役所前庭の植え込みの高いところにあった。今回人が通るところに設置したことから、柵を設けたところである。

・委員

移設したものについては解説板を設置したのか。

・事務局

家族の像、整地碑には説明板を設置した。

・委員

「開都五百年記念碑」だが、何をもっての開都なのか。

・事務局

記念碑が設置されたのが、昭和３１年（１９５６）なので、その５００年前となると太田道灌の江戸城築城を開都としているのだと考えられる。

・ 委員

中野サンプラザの件だが、工事が止まっている中、現在は内部に入れないのか。

・ 事務局

サンプラザの内部は相当老朽化が進んでいて、かび臭い状態である。3Dでデータを取っておいてよかったと思う。ちなみに中野サンプラザのオープンデータは東京都のオープンデータの中でも最も使われている。

・ 委員

中野サンプラザの3Dモデルは、一種の記録保存である。

・ 委員

歴史民俗資料館では、中野サンプラザの展示が行われた。さまざまな資料がある。

・ 事務局

広い意味で中野サンプラザは文化財なので、サンプラザの経過については、こちらの審議会の中で今後もお伝えしていきたい。

(4) 区内の国登録有形文化財（建造物）について

・ 事務局

資料4「区内の国登録有形文化財（建造物）について」に基づき、説明。

・ 委員

国登録文化財の登録4件というのは少ない。こればかりは所有者の意向ではあるが。

文化庁に提出する図面や所見等の作成にかかる費用を所有者が出すのか区が出すのか、自治体によって異なる。中野区ではどう対応するか、今後検討して行ってほしい。

・ 委員

国登録文化財について、区の関わりはどうなっているのか。

・ 事務局

都、文化庁との連絡調整の役割を区が担っている。所有者と直接に接するのは区である。

・ 委員

国登録文化財の公開にあたっては、区が担うというケースもある。

・ 委員

本日は以上となるが、今後の審議会の予定はどうなのか。

・ 事務局

次回は3月を予定している。また日程の調整をしていきたい。

以上

令和6年度 第2回中野区文化財保護審議会 次第

1 日 時

令和6年12月24日(火) 午前10時から正午(終了時間は予定)

2 会 場

中野区役所1階 ミーティングルームA

3 内 容

(1) 報告事項

- ・名勝哲学堂公園の整備について
- ・旧中野刑務所正門について
- ・文化財の取扱いについて(進捗報告)
- ・区内の国登録有形文化財(建造物)について

【配付資料】

- ・資料1 令和6年度名勝哲学堂公園の整備について
- ・資料2－1 旧中野刑務所正門の進捗状況等について
- ・資料2－2 旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗について
- ・資料3－1 区内文化財の保存と活用に向けた考え方について
- ・資料3－2 広義の文化財に対する取扱い事例について
- ・資料4 区内の国登録有形文化財(建造物)について

令和 6 年度名勝哲学堂公園の整備について

哲学堂公園は令和 2 年度に国名勝に指定され、令和 4 年度に「名勝哲学堂公園保存活用計画」、続く令和 5 年度に「名勝哲学堂公園再整備基本計画」が策定された。現在これらの計画に基づいて都市基盤部公園課と連携し、再整備に向けた設計の作業を進めている。哲学堂公園は本質的価値を有すると評価されている七十七場を中心に、公園全体が文化財であることから、修復保存して後世に伝えていく必要がある。このうち今年度調査を行った常識門と斜面地の石積の事前調査の進捗について報告する。

1 常識門

常識門は台地部分に存在する塀重門の形式を持つ木製の門であり、正面右側に冠木門形式の小脇扉、両脇に建仁寺垣が附属している。建築年代は明治 42（1909）年から明治 45（1912）年頃と推定される。その後、昭和 63（1988）年には「哲学堂建造物四棟」として他の建物と共に中野区指定有形文化財に指定されている。今年度は設計の業務を行い、来年度以降に修復工事を行う予定となっている。事前の調査では、本柱、控柱、大扉はヒノキ、聯はケヤキ、小脇扉はスギ材を使用し、本柱は根巻金物が施された掘立柱で、控柱は礎石建てであることが判明した。金物は鉄や銅を使用していることから、本柱、控柱の全ての根本部分が腐朽し、扉は腐朽と変形が生じていた。正面左側の扉は劣化により外され、区内の収蔵庫にて保管されている。聯は表面が風化して判読しづらくなっており、金物類は錆が発生して変形や欠損も観察されている。現在はこれらの状況を踏まえて設計を進めている段階である。



写真 1 常識門の現況



写真 2 控柱の腐朽状況



写真3 大扉の劣化状況



写真4 聯の劣化状況



写真5 肘壺金物の破損状況

2 斜面地の石積

哲学堂公園の地形は古建築物が集中する台地部分、妙正寺川沿いの低地部分、この両地点間の斜面地部分の概ね3つの地形に大別される。その斜面地部分では独断峡、心理崖、造化澗（七十七場）周辺において19か所程度の石積がある。今年度は各石積が、どのような状態であるかを調査するため、文化庁が発行した『石垣整備のてびき』及び『重要文化財耐震診断指針』に則り調査を行っている。基本調査として石積写真測量（調査票、カルテ図面等）、レーザー測量、石積カルテ（オルソ図、立面図等）作成を行った。その結果、各石積において亀裂や土の流出による基礎の露出が確認されている。現在は詳細調査でレーダー探査、耐震基礎診断を行っている。最終的な結果は出ていないが今後の石積修復の有無を判断する材料となる。



図1 心理崖オルソ図



写真6 石積の亀裂



写真7 石積のせり出し状況



写真8 石積み亀裂内部



写真9 レーダー探査作業風景

	短 期			中 期			長 期
公園施設	基本設計	実施設計・工事（第1期）		実施設計・工事（第3期）			
			実施設計・工事（第2期）		実施設計・工事（第4期）		
管理棟	運営・活用方針検討、設計等		仮設・準備工	建築工事			
古建築物等 修復	常識門			石造物			
		六賢台・霊明閣・客観廬・主観亭					

【参考】今後の予定

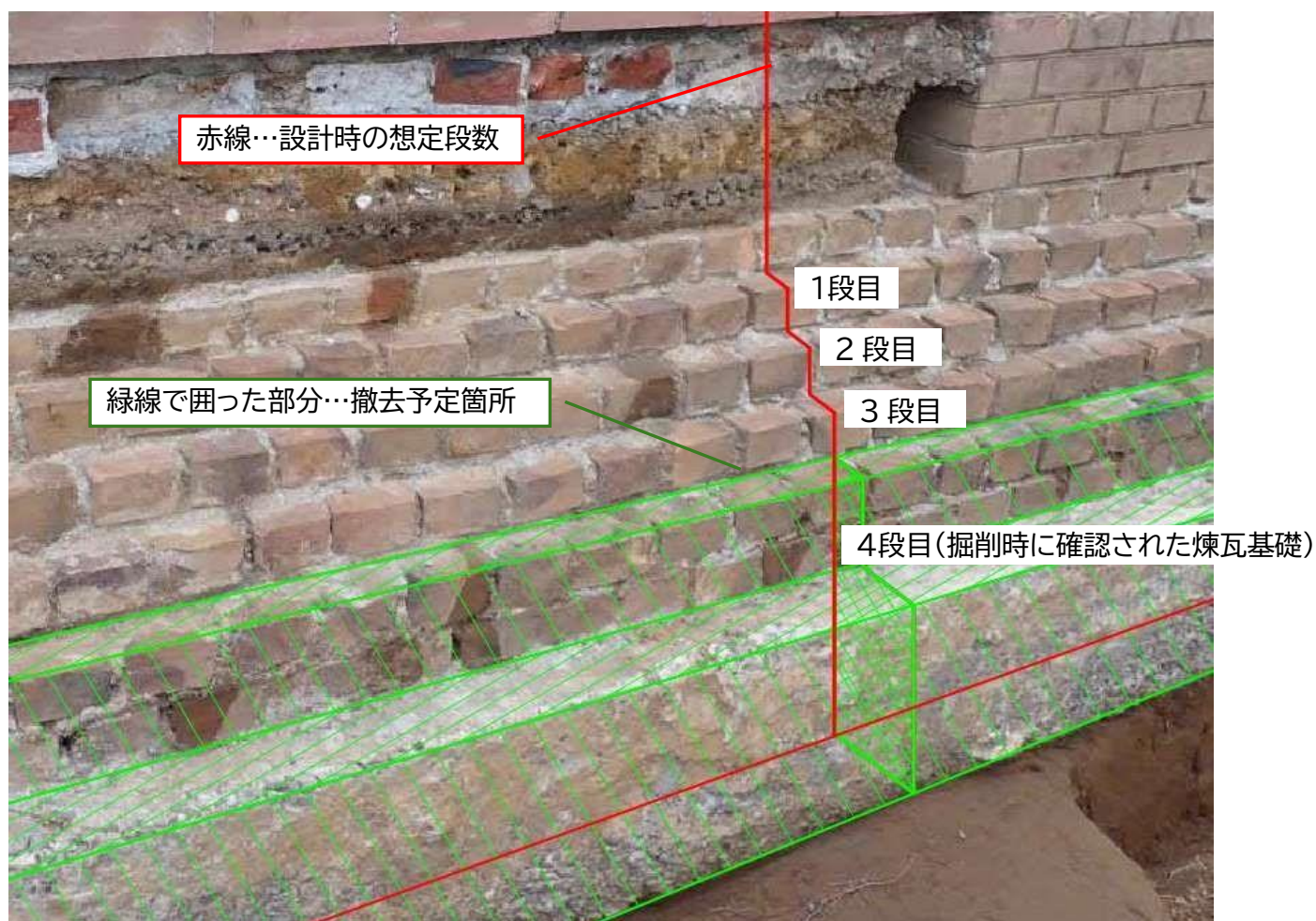
旧中野刑務所正門の進捗状況等について

旧中野刑務所正門（区指定有形文化財：旧豊多摩監獄表門。以下「正門」という。）の移築・修復工事に係る進捗状況及び今後について、以下のとおり報告する。

1 工事の中断について

正門は荷重を分散して支えるため、以下の写真のとおり下部に行くにつれ広がるように階段状の煉瓦基礎で支えられている。工事を進める過程で、煉瓦基礎の段数が設計時に想定していたよりも多く、基礎幅が大きいことが判明した。

このことから、補強方法の見直しと安全性の確認を行うため、令和6年6月27日から移築・修復工事を中断した。



■煉瓦基礎の状況（一例。正門北側）

2 検証結果及び工事の再開

設計の再検証及び安全性の確認については、文化財保存の観点のほか平和の森小学校新校舎整備工事への影響も考慮し行った。

現存する煉瓦基礎を生かし設計の変更を行うと、構造計算や建築基準法に関する手続き等を再度行うなど、工期を大幅に延伸する必要があった。

一方、再検証の結果、正門の煉瓦基礎の一部を撤去しても、建築物の耐力が減少しないことを確認した。また、安全性を確保しながら施工することが可能となるよう工事施工者を交えて検討した。

煉瓦基礎の一部撤去は、正門の現状変更には当たるものの、上述のとおり文化財保存の観点、工期延伸、安全性の確保等を総合的に判断し、設計書に合わせ撤去するという判断を行った。

なお、基礎の形状については、撤去の前後で記録・保存を行っていく。

これら検証結果を受け、令和6年9月2日に移築・修復工事を再開した。

3 工事中断による影響

(1) 正門の移築・修復工事の経費

工事中断期間における設計の再検証と安全性の確認作業、工事再開に向けた人員・資材の調達、作業手順の変更等により、工事及び工事監理において経費の増が生じる。

(2) 今後の正門移築・修復工事のスケジュール

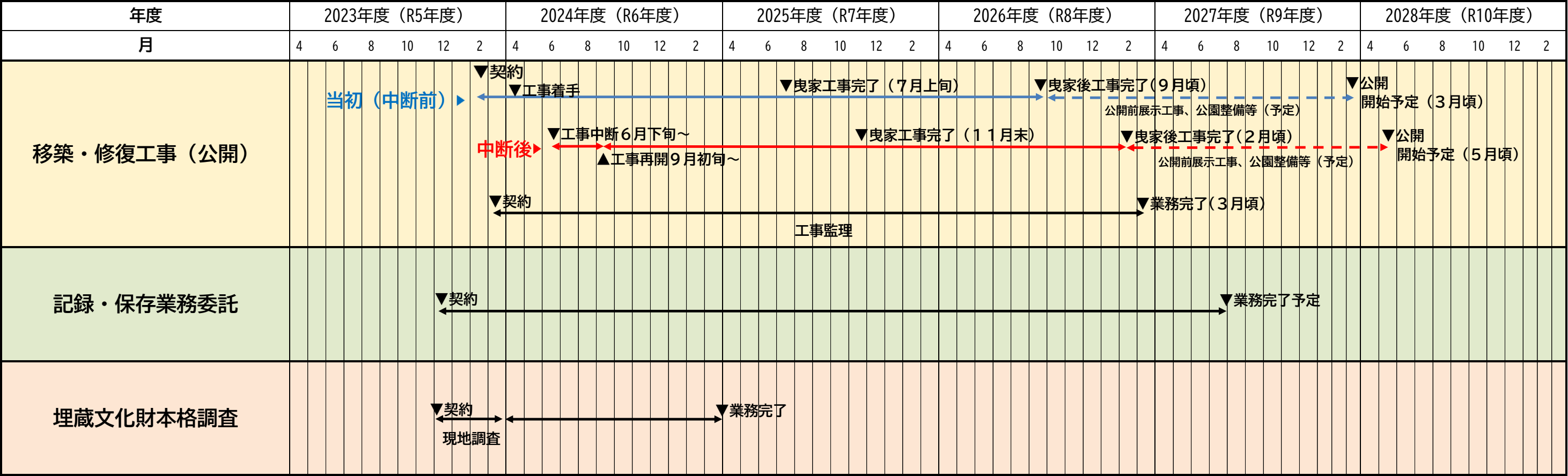
工事の中断期間に加え、煉瓦基礎の撤去工事により、約4か月半の工事の遅れが生じる見込みである。

4 今後の予定（想定）

令和 6年度	3月末	埋蔵文化財本格調査の完了（報告書の刊行）
令和 7年度	11月末	移築工事の完了
令和 8年度	2月頃	曳家後工事（修復工事）の完了
令和 9年度	7月末	記録・保存業務の完了
令和10年度	5月頃	正門の公開開始

※当初予定からの変更については、別添のとおり。

■今後の工程(旧中野刑務所正門関連)



【参考】平和の森小学校新校舎整備予定

(当初)	令和6年度から令和9年度	新校舎整備工事	令和9年度	新校舎供用開始
(変更後)	令和7年度から令和9年度	新校舎整備工事	令和10年度	新校舎供用開始

旧中野刑務所正門の移築・修復工事の進捗について

令和6年4月より行っている旧中野刑務所正門（文化財名：豊多摩監獄表門。以下、「正門」とする。）の移築・修復工事について、これまでに行われた工事の進捗状況を報告する。

1 正門本体に関する工事

(1) 解体調査の実施

これまでに正門に対して実施した調査は、正門の文化財的価値を損ねないように、設計等に必要な最低限度の範囲に留めたものであった。そのため、建具や煉瓦壁面の劣化状況、基礎全体の形状の調査等、詳細を明らかにするための広範囲にわたる解体（建物を取り壊すことではなく、修復等を行うために、記録を取りながら部位ごとに順番に取り外していくこと）や掘削を伴う調査は、移築・修復工事の中で実施された。

4月から5月を中心に、この調査のために、正門南面木製大扉及び北面鋼製大扉、敷石や敷居石の解体（写真1）、壁面の漆喰の除去、天井材や土間床コンクリートの解体が実施された（写真2）。大扉や天井材など、取り外された部材は、現在各種調査等が進められており、再利用する部材や補修箇所の選定が行われている。



写真1 南面木製大扉解体の様子

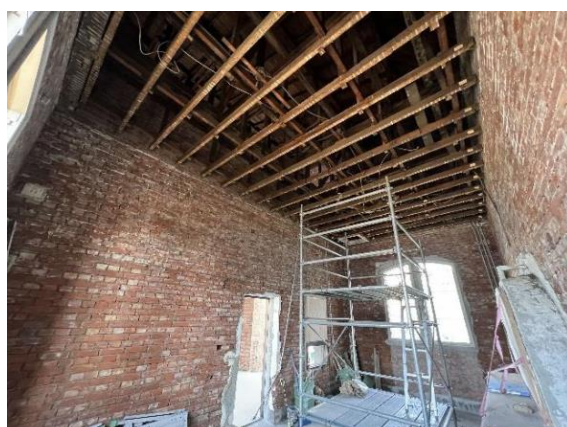


写真2 元守衛室漆喰・木摺り下地解体の様子

(2) 基礎の補強工事

正門の基礎は、一体性を確保し、揚屋・曳家に耐えられるようにするため、既存の煉瓦及びコンクリートの基礎部分を覆うように鉄筋コンクリートによる補強工事が実施される。

土間床を解体し、埋蔵文化財の発掘調査を行った後、室内では基礎部分を露出するための掘削が行われた（写真3）。掘削後の基礎の調査により、基礎幅が当初の想定より大きい箇所があることが判明したため、工事を中断し、補強方法の再検討が行われた。その結果、当初想定していた大きさを超える部分を撤去したうえで補強することとなった（詳細は資料2-1参照）。

工事再開後、上記撤去工事や、鉄筋やPC鋼棒（コンクリート梁と既存煉瓦基礎を一体化させるための鋼棒）を通すための貫通孔の削孔が行われ、現在は中央の通路部分に鉄筋コンクリートによる補強基礎が設けられている（写真4）。



写真3 元守衛室掘削の様子



写真4 通路部分の基礎補強の様子

2 曳家経路及び曳家先に関する工事

(1) 曳家経路

曳家経路は令和3年度に実施された地盤調査の結果、地表面から約2mの深さまで埋土が堆積しているとともに、既存建物解体時に掘り起こされたため、地耐力が曳家を行うには脆弱であることが判明している。そのため、地表面から約2.5mの深さまで掘削し、耐圧盤（荷重を支えるための厚さ30cmの鉄筋コンクリート製の床）を設けたうえで、曳家を行うためのレール等が設置される。着工後、山留（掘削を行う際、地盤が崩れないように壁などの構造物を設けること）が行われ、徐々に掘削が進められた（その際に確認された遺構は、令和6年度第1回文化財保護審議会資料参照）。現在、耐圧盤の打設が進められている（写真5）。

(2) 曳家先

正門の基礎は免震構造となるため、曳家先には、免震ピットという免震基礎を入れるための空間が設けられる。曳家経路と同様に山留及び掘削が行われた後、免震ピットや正門をしっかりと支えるため、当該地では地盤改良が行われた。現在は耐圧盤が設置されたほか、免震ピットの西・南・北面の擁壁を設けるための鉄筋及び型枠の設置が進められている（写真6）。



写真5 曳家経路耐圧盤設置の様子

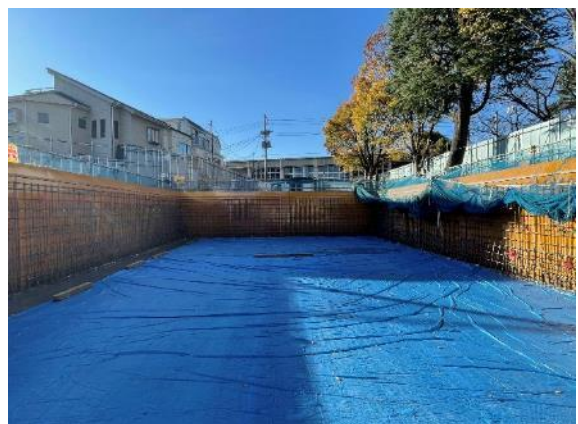


写真6 曳家先耐圧盤設置後養生の様子

3 今後の予定

正門本体は今後、左右の部屋の基礎や基礎底面の補強、床面の設置、壁体上部への水平ブレース（補強材）の設置等の工事が行われる。その後、基礎の下に正門を支える仮受材が設置され、移築後の高さまで徐々にジャッキアップされる。曳家経路は、サンドル（支台）を用いて高さを合わせたレールが敷設される（図1中黄色及び水色の箇所）。

ジャッキアップした正門は、仮受材からコロ棒（図1中桃色の箇所）の上に組まれた移動装置（図1中オレンジ色の箇所）に移され、油圧ストロークジャッキ（図1中赤色の箇所）により、ゆっくりと西へ移動させられる。この曳家の工程は、令和7年夏頃に実施する予定である。

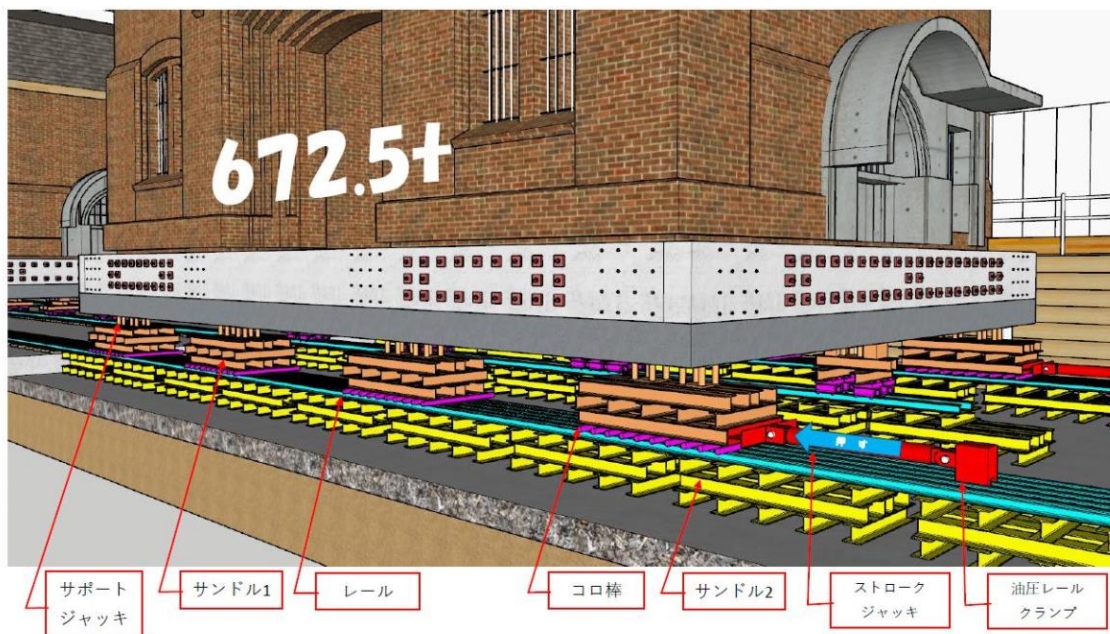


図1 曳家の様子

区内文化財の保存と活用に向けた考え方について

文化財とは、狭義には、文化財保護法や自治体の文化財保護条例で位置付けられた登録・指定されたものを指すが、広義には、登録・指定の有無に関わらず、人々の生活の中で生み出され、育まれてきた歴史的・文化的価値を有するもの全般を指すものである。

区内には、狭義の文化財だけでなく広義の文化財が存在しているが、それらの文化財は存続や継承が困難な事例が散見されるため、それらを適切かつ早急に保存し、次世代へ継承していくための取組が必要である。一方で、区や所有者が有するリソース（人的・財政的資源）には限りがある。

以上を踏まえ、今後の文化財の保存と活用に向けた考え方を整理したので、以下のとおり報告する。

1 現状

区内には様々な文化財が点在している。それらは急速に進む開発や生活様式の変化、相続問題等を背景として、劣化、滅失又は散逸の恐れがあり、文化財的価値が失われてしまう事態が懸念されている。昨今の劣化、滅失、散逸の一例を示すと以下のとおりである。

(1) 劣化

山崎家から貴重な文化財の寄贈を受け、約40年が経過する中、その一部である書院・茶室（写真1）、ひな人形（区指定有形文化財）等の劣化が進んでいる。

(2) 滅失

細井家住宅主屋（写真2。元国登録文化財）や中野区土地区画整理組合（弥生町）による区整碑は、開発により失われた。

(3) 散逸

地域の歴史や文化を語るうえで重要な資料である民俗資料（地蔵、庚申塔等）が、元々在った場所から散逸してしまっている。その一部は既に滅失した。



写真1 山崎家 書院・茶室



写真2 細井家住宅主屋

2 原因（課題）

- (1) 宅地等の急速な開発や生活様式の変化、相続問題など
→現地での保存が難しくなり、売却・廃棄されてしまう。
- (2) 区内文化財の全容を十分に把握できていない。
→十分な保存・活用につなげることができていない。
- (3) 文化財的価値等の周知が不足している。
→地域の文化財に対する理解が十分とは言えない。
- (4) 広義の文化財については、保存・活用に向けた仕組みが確立されていない。

3 文化財の考え方

- (1) 文化財の重要性
地域の歴史・文化の理解や継承には欠くことができないものであり、区民（国民）共有の貴重な財産である。
- (2) 文化財の登録・指定
区では、文化財の中で特に重要なものを指定文化財として、保護する必要があるものを登録文化財として保全を図っている。
- (3) 区の責務
区民（国民）の貴重な財産が損なわれないよう、適切な保存・活用を行うことは区の責務である。このことは、文化財保護法、文化芸術基本法、中野区文化財保護条例、中野区文化芸術振興基本方針で示されている。
- (4) 所有者の責務
区を含めた文化財の所有者には、管理責任が生じる。
→状態の維持や活用には、継続的な資源の投入が必要である。

4 今後の方向性

- (1) 情報収集・調査の実施
 - ① 過去の調査に加え、現況（存否・劣化状況等）の把握に努める。
 - ② 未確認の文化財に関する情報収集を行う。併せて区民等から情報を収集する仕組みを構築する。
 - ③ また、保持している文化財情報について、フォローアップ調査を実施する。
特に、区との関わりが深い文化財（区が所有者である場合など）については、優先的に調査を実施する。

調査を実施しないと、どのような規模での修復が必要か、適切な記録保存の方法は何か、他の文化財よりも優先的（早急）に保存に取り組むべきかなどの見通しを立てることは、極めて困難である。

(2) 保存・活用方法の検討

- ① 中野区文化財保護審議会の委員や専門家の意見を参考に、文化財的価値や保護の緊急性（老朽化度）や優先度について検討を行う。
- ② どのような保存（修復等）・活用（記録保存等）ができるかを検討し、最適な方策を探る。
- ③ 所有者の意向等を伺い、それらを踏まえた実施可能な方策等を所有者等に提案していく。
- ④ 所有者の意向等を踏まえた支援を実施する。

(3) 最適な方策の実施

- ① 文化財的価値が減じないように、文化財の修復を行い保存・活用を行う。
- ② 3Dスキャンなどの先端技術も視野に入れた記録や保存を行い、その成果を区民に公開することで、文化財の魅力を周知する。
- ③ 更なる文化財の保存・活用と区民等への周知と理解、協力を得るため、ふるさと納税の寄附の充当先やクラウドファンディングの実施について検討する。

※上記（1）～（3）の各段階で区民等に対する理解と協力を図り、区は情報発信を行う。

5 まとめ

- 文化財情報について、限られたリソース（人的・財政的資源）であることを踏まえ、古くから伝わり、地域にゆかりがあるものであり、また、歴史的・文化的に価値が高いもの、あるいは意匠・技術的なレベルが高いもの、さらに、このままにしておく、文化財的価値が減じる恐れがあるものについて、優先的に調査等を実施する。
- 当該調査結果と専門家（中野区文化財保護審議会など）の意見を踏まえ、優先的に保存すべき文化財であるか、優先的に対応すべき事項は何かなどを明らかにした上で保存・活用を行う。また、記録保存と効果的な活用を図り、3Dスキャンなどの先端技術の利用も検討する。
- 区が所有若しくは管理する以外の文化財の保存・活用にあたっては、所有者の意向を前提とする。
- 区民等の理解と協力を得るとともに、財源の確保を図り、寄附やクラウドファンディングの実施に努める。
- 本考え方に基づき、区が文化財行政を進めていく上で、適切な人的リソース（学芸員等）を探るとともに、その確保に努める。

方策等の提案フローチャート（案）

古くから伝わり、以下のいずれかに該当する。

- ・地域にゆかりがある。
- ・歴史的・文化的に価値が高い、または意匠・技術的なレベルが高い。
- ・このままにしておく、文化財的価値が減じる恐れがある。

↓ YES

市区町村・都道府県・国の登録又は指定文化財ではない。

↓ YES

文化財の所有者である。

↓ YES

保存・活用していく意志・能力がある。

↓ YES

文化財的価値が、一定の根拠により明確である。

↓ YES

公開等の活用ができる状態である。

↓ YES

適切な保存と活用を行うとともに、
区民等に文化財の価値を周知していく。

NO
又は
わからない



・文化財として扱うことは難しい。
・詳細を把握するため、ゆかりの自治体や知見を有している機関に照会することがある。

NO



法律・条例等に基づいて、適切な保存・活用を行えるか検討する。

NO



所有権などの財産権にもかかわるため、所有者の意向確認が不可欠

NO



記録保存を実施する。

NO



学芸員の実見、学術調査の実施、中野区文化財保護審議会委員など学識者への意見聴取等を行う。

NO



・登録文化財・指定文化財の可能性を探る。
・修復や記録の作成、公開用の設備を整える等の提案を行う。または区で実施する。

広義の文化財に対する取扱い事例について

広義の文化財(登録・指定をされていない文化財)について、令和5年度から今年度にかけて、保存・活用の事例が複数あったことから、以下のとおり報告をする。

1 大型壺 (弥生町六丁目➡歴史民俗資料館 常設展示室)

令和4年度に行われた埋蔵文化財包蔵地(広町遺跡、弥生町6丁目)での発掘調査で確認された弥生土器は、方形周溝墓の溝の中からまとまって出土し、そのサイズは区内で発掘された土器の中では最大級のものであった(高さ66cm、幅55cm)。

その希少性から、令和6年5月、資料館常設展示室の弥生土器の展示台に加えた。



2 防火水槽・犬の像 (中央四丁目➡資料館 東側屋外展示ゾーン)

中央四丁目の個人宅に置かれていた防火水槽、犬の像は、饅絵師(こてえし)として著名な伊藤菊三郎(1889-1983)の作品である。伊藤菊三郎は、幕末から明治前期にかけて活躍した入江長八(別名:伊豆長八)の孫弟子にあたる。

令和5年度、区民による情報提供・所有者確認が実を結び、今年5月、資料館に寄贈され、東側通路に屋外展示物として設置した。



移設後(資料館 東側屋外)

3 整地碑・開都五百年記念碑(松が丘二丁目➡歴史民俗資料館 山崎庭園)

松が丘二丁目の整地碑※1・開都五百年記念碑※2 の立つ敷地は、所有者不明のまま、令和2年5月、都税事務所により売買され、都外の不動産事業者の所有となった。

整地碑等は区画整理事業という、地域の歴史を語る意味で重要な歴史の継承物であることから、令和5年7月、移設先を区が提供し、移設・設置費を所有者が負担する旨、区と所有者間で協定を取り交わした。

今年6月から7月にかけて移設・設置工事が行われ、整地碑及び開都五百年記念碑は資料館の山崎庭園に移設され、区に寄贈された。



移設前(松が丘二丁目)



移設後(資料館 山崎庭園内)

※1 整地碑：昭和8年に結成された区画整理組合が、河川改修、道路整備、土地の区画整理等の事業を行った記念に昭和17年10月に設置した。表面には整地碑設置に至る経緯が記されており、「整地碑」の題字は小杉放庵による。裏面には、区画整理組合の役員35名分の氏名が記される。

※2 開都五百年記念碑：江古田古戦場碑の設置と開都五百年を記念し、昭和31年10月1日に熊沢宗一によって設置された。

表面には熊沢宗一氏による俳句、裏面には碑の設置に至る経緯が記されている。

4 家族の像(旧庁舎➡歴史民俗資料館 駐車場)

ブロンズ製のオブジェである「家族の像」は、中野区江原町在住の故・山本稚彦(やまもと わかひこ)氏からの寄贈を受け、長らく中野区役所前庭に設置されていた。

山本稚彦(1901～1993)は、区内に拠点を置き活動していた数少ない芸術家の一人であり、彫刻界・日本美術界の重鎮である点からも、作品の美術的価値は高い。

新庁舎整備にあたりその取扱いが検討されたが、山本稚彦の自宅に近い歴史民俗資料館の駐車場へと今年9月に移設した。

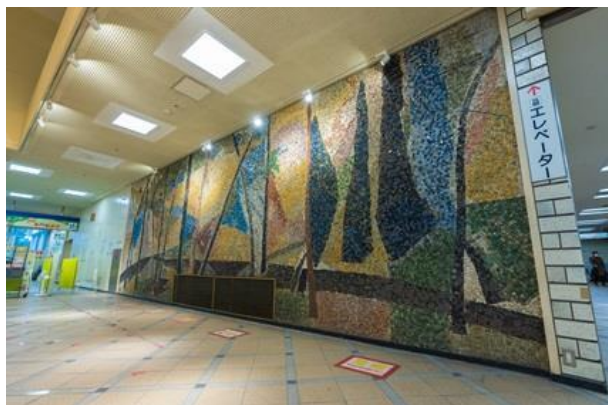


移設後(資料館 駐車場)

5 モザイク壁画(旧庁舎➡画像・映像による記録保存)

中野区旧庁舎が竣工された昭和43年(1968)、1階ロビーの壁面に設えられたモザイク壁画「武蔵野に想う」は、モザイク壁画の先駆者として名高い矢橋六郎(やばし ろくろう)により制作された。

このモザイク壁画は、令和6年5月の庁舎移転に伴い解体されることになったことから、在りし日の姿を後世に継承することを目的として、令和5年度末にドローンによる撮影、写真撮影により記録保存を行い、区ホームページでの公開を行った。



5 中野サンプラザ(中野四丁目➡3Dモデルによる記録保存)

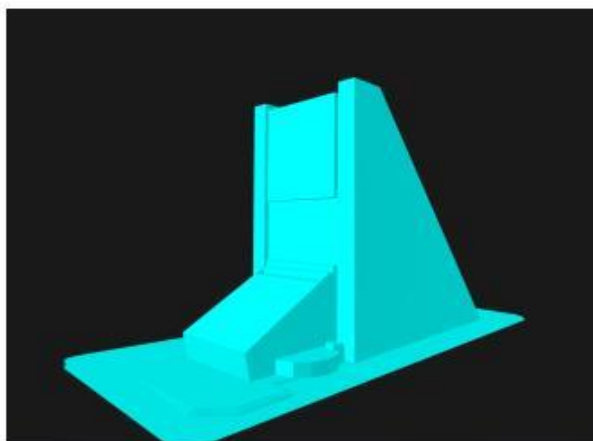
中野サンプラザは、昭和48年(1973)、雇用促進事業団により「全国勤労青少年会館」として開館した。開館当時は、ホールやホテルの他、働く若者の福祉施設として位置づけられた。

その後、平成16年(2004)に区と民間企業グループが共同出資した(株)まちづくり中野 21 がサンプラザを取得した。その子会社の(株)中野サンプラザが令和5年7月の閉館まで運営を担った。

閉館した中野サンプラザを文化財としてアーカイブ化することを目的として、令和5年度の「中野サンプラザ3Dモデル作成業務委託」により各種計測を行い、中野サンプラザの内観及び外観の3Dモデルを作成した。これらにより得られた成果物をオープンデータとして、区民をはじめ誰もが利活用できるよう公開している。



外観 3D モデル(点群データ)



構造物等の形状を3次元で表現した3次元モデル

また、二次利用等を想定しない、3Dデジタルモデル「(中野サンプラザの内観)の単純な閲覧に供するため、Webビューアサービスを公開した(区ホームページから閲覧可能)。



内観 3D モデル

区内の国登録有形文化財（建造物）について

1 「細井家住宅主屋」の登録抹消について

上高田三丁目に所在していた「細井家住宅主屋」は、令和4年度の中野区文化財保護審議会で報告のとおり、旧所有者での管理が難しくなったことから、令和4年10月末をもって所有者が変更となった。その翌年の7月下旬、建物の解体を行う旨の現状変更の届出が提出され、同年9月に解体工事が実施された。解体工事が行われたことにより、保存及び活用のための措置を講じる必要のある建物が無くなったため、現状変更完了報告に基づき国の文化審議会での審議等が行われた結果、令和6年8月15日付けで登録有形文化財としての登録が抹消された。このことは、同日付けの文部科学省告示第111号で官報告示されており（別添のとおり）、これにより区内に所在する国登録有形文化財（建造物）は4件となった。

なお、旧所有者からは写真等の資料の寄贈を受けており、その一部は歴史民俗資料館の館蔵品展「上高田の農家の暮らし」（開催期間：令和6年12月24日～令和7年2月9日）にて展示される。



写真1 解体前の様子



写真2 解体後の様子

2 「三岸家住宅アトリエ」の所有者変更について

平成26年10月7日に国登録有形文化財（建造物）に登録された上鷺宮二丁目に所在する「三岸家住宅アトリエ」は、令和6年7月末をもって、所有者が個人から法人に変更となった。新所有者は、優れた住宅を後世に継承することを目的として活動する一般社団法人住宅遺産トラストを通じ、旧所有者より建物を継承した。これまで旧所有者が行っていた建物の見学会や、ギャラリー・撮影スタジオとしての貸出しといった活用事業は、既に新所有者に継承されている。また、建物の文化財的価値を損ねることなく、良好な状態で後世に継承するための修復や補強等が今後行われていく予定である。



写真3 三岸家住宅アトリエ



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令 (総務八〇)

〔告 示〕

○国宝に文化財を追加して指定する件 (文部科学一〇六)
○文化財を重要文化財に指定する件 (同一〇七)

○重要文化財に文化財を追加して指定する件 (同一〇八)

○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件 (同一〇九)

○文化財を登録有形文化財に登録する件 (同一一〇)

○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件 (同一一一)

○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件 (同一一二)

○特定水産資源 (くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚)) に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (農林水産一五八九)

〔官庁報告〕

法 務

判決 (最高裁判所)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

令和五年度財務省共済組合の決算、独立行政法人国立文化財機構出品預

証書紛失に伴う証書の無効関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、

農業協同組合法第七十三条第四項で

準用する法第六十四条の二の届出関

係

会社その他

会社決算公告

省

令

○総務省令第八十号

放送法の一部を改正する法律 (令和六年法律第三十六号) の一部の施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十五日

総務大臣 松本 剛明

○文部科学省告示第百一十一号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十九条第三項の規定に基づき、令和六年八月十五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和六年八月十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

旧小松家住宅店舖兼主 屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二四平方メ ートル	高知県香南市赤岡町字 本町北ノ東七二一
旧小松家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一九九平方メ ートル	高知県香南市赤岡町字 本町北ノ東七二一
旧小松家住宅表門及び 煉瓦塀	表門 木造、瓦葺、間口一・三メートル 煉 瓦塀 煉瓦造、瓦葺、総延長二四メートル	高知県香南市赤岡町字 本町北ノ東七二一
旧小松家住宅井戸	石造、面積一四平方メートル	高知県香南市赤岡町字 本町北ノ東七二一
旧九州帝国大学正門及 び塀	門柱 煉瓦造、間口四・五メートル、脇門付 塀 煉瓦造、間口三・五メートル、総延長四一 メートル	福岡県福岡市東区箱崎 六丁目一〇一
興国寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積二九七平方メ ートル	福岡県田川郡福智町上 野一八九二
興国寺山門及び袖塀	山門 木造、銅板葺、間口三・三メートル、 袖塀 木造、銅板葺、総延長七・五メートル、 潜戸付	福岡県田川郡福智町上 野一八九二
旧佐世保海軍工廠川棚 倉庫遺跡発射場跡	発射場 コンクリート造、面積二七六平方 メートル 発射場土庫(煉瓦造及び鉄筋コ ンクリート造)三階建、建築面積六・五平方 メートル	長崎県東彼杵郡川棚町 三越郷字片島地先
旧佐世保海軍工廠川棚 倉庫遺跡発射場跡	コンクリート造五連アーチ橋、橋長四五メ ートル 幅員三・六メートル	長崎県東彼杵郡川棚町 三越郷字片島地先
旧佐世保海軍工廠川棚 倉庫遺跡発射場跡	石造及び煉瓦造平屋建、建築面積三三〇平方 メートル	長崎県東彼杵郡川棚町 三越郷字片島一五一
旧佐世保海軍工廠川棚 倉庫遺跡発射場跡	石造平屋建、建築面積二〇平方メートル	長崎県東彼杵郡川棚町 三越郷字片島一七四
旧佐世保海軍工廠川棚 倉庫遺跡発射場跡	煉瓦造及び鉄筋コンクリート造二階建、建築 面積一九九平方メートル	長崎県東彼杵郡川棚町 三越郷字片島一七四
旧志手家住宅(カテ リリ)古楽器研究所 主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一六〇平方メ ートル	大分県杵築市山香町大 字野原字台四二八

○文部科学省告示第百一十二号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十九条第二項の規定に基づき、令和六年八月十五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和六年八月十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

名 称	関 係 告 示	所 在 地
細井家住宅主屋	平成二十六年文部科学省告示第百五十一号	東京都中野区上高田三 丁目六一二
尾関良彦家住宅主屋	平成十九年文部科学省告示第百十七号	岐阜県各務原市川島松 倉町一四三三一一
尾関良彦家住宅蔵	平成十九年文部科学省告示第百十七号	岐阜県各務原市川島松 倉町一四三三一一
東洋精機株式会社本館 事務所	平成十五年文部科学省告示第百七十二号	兵庫県尼崎市長洲本通 一四一四一三七
森田家住宅中門及び塀	平成十八年文部科学省告示第百五十六号	兵庫県美方郡香美町香 住区幸人二七二
弘善寺本堂	令和三年文部科学省告示第百十五号	滋賀県東近江市建部下 野町二八二
明石市立中崎公会堂	平成二十四年文部科学省告示第百二十六号	兵庫県明石市相生町 一一一九一
齋尾家住宅主屋	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅南蔵	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅土蔵	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅油蔵	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅炭小屋及び 味噌蔵	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅浴室	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅長屋門及び 塀	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八
齋尾家住宅蔵地門及び 塀	平成二十九年文部科学省告示第七十五号	鳥取県東伯郡北栄町国 坂四六八